

名取市議会基本条例実施計画 中間報告書

名取市議会 議会運営委員会

令和4年1月

< 目 次 >

1	はじめに	1
2	前期推進計画	2
3	中間評価	3～8
	(1) 市民と協働した開かれた議会	
	①常任委員会・議員協議会のインターネット中継実施について	
	②傍聴者用議案関係資料等の提供について	
	③議会懇談会開催方法の見直しについて	
	④関係団体等懇談会の実施について	
	⑤議決項目の見直しについて	
	(2) 議会及び議会事務局体制の充実強化	
	①議会図書室の蔵書充実・整理について	
	②市民利活用のための環境整備について	
4	後期推進計画（案）	9
5	審議経過・委員名簿	10・11

1 はじめに

名取市議会基本条例は、市民参加と開かれた議会を基本に、名取市議会の最高規範として平成 23 年 12 月に制定した。地方自治法に示される地方自治の本旨である二代表制の一翼を担う「名取市議会」であるという責任と誇りを示し、さらに、公平・公正を旨とし、広く市民に開かれた市民参加型の議会運営を行うという決意を表すため、前文を設け、9 章 26 条及び附則で構成している。

議会基本条例第 26 条では、見直し手続として、議会運営委員会に対し、この条例の制定後も、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、不断に議会運営に係る評価を行わせるとともにこの条例の検証を行わせることを規定している。

基本条例の制定後、平成 26 年度に一度評価及び検証作業を実施し、平成 27 年 3 月にその報告書を提出しているが、それからおおむね 4 年半が経過した令和元年度に、改めて議会基本条例第 26 条に基づき、議会運営委員会において、議会基本条例の評価及び検証を行った。

議会基本条例の評価及び検証に当たっては、成果と課題を整理するとともに、これから本市議会が取り組むべき課題を「今後の方策案」として明確にするため、議会基本条例の実施計画を作成し、計画策定後は、名取市議会基本条例第 26 条に基づき、引き続き必要に応じて見直し等を行うこととされた。

実施計画では、検証・評価結果の「今後の方策案」から、本市議会がまず対応または着手すべき 8 事項を選定し、その実施時期を示し、検討を進めていくこととした。

このことについては、名取市議会基本条例の評価及び検証結果報告書として、令和元年 8 月 30 日に、議会運営委員会委員長より議長宛てに結果を報告し、市議会ホームページ、議会だより及び議会懇談会において市民への周知を図ってきたところである。

〔資料 1 議会基本条例実施計画〕

2 前期推進計画

本市議会がまず対応または着手すべき課題としては、具体的に「インターネット中継の対象拡大及び資料等のホームページ公開の検討（常任委員会・議員協議会）」、「閲覧用議案関係資料設置検討」、「議決項目の追加検討」、「政治倫理条例研修の検討・実施」、「議員報酬等適正化について研究・検討」、「蔵書整理と追加購入図書等の検討」、「図書室の環境整備検討」及び「検証評価結果の公表」の8項目が、実施計画に選定された。

実施計画の対象期間は、評価・検証作業完了後の2019年10月から2022年1月までとし、この約2年間において、選定した8項目について、定例会毎に議会運営委員会を開催して検討・実施し、議会運営委員会の任期満了前に前期分実施計画の中間評価を行い、後期計画案を作成して、残りの項目は、また新たな体制で後期計画に基づき検討を行ない、最後に4年間の評価をまとめていくという流れで進めることとした。

[資料2 議会基本条例実施計画 推進スケジュール]

3 中間評価

議会基本条例実施計画推進スケジュールを基本に、次の項目について定例会毎に議会運営委員会を開催して検討を実施した。

〔資料3 議会基本条例実施計画 中間評価〕

(1) 市民と協働した開かれた議会

① 常任委員会・議員協議会のインターネット中継実施について

インターネット中継の対象に、常任委員会（議案審査）及び議員協議会を追加することについて、県内他市議会の対応を参考にしながら費用対効果等を検討した。

また、議案資料等の市議会ホームページでの公開について検討を行った。

< 検討結果 >

○本会議以外のインターネット中継について

- ・インターネット中継する会議の対象に議員協議会を追加する。
- ・予算（令和4年度新年度予算や令和3年度補正予算など）が伴うため、時期については、執行部と調整して詰めていくこととする。

⇒ 令和3年10月から議員協議会をインターネット中継
(ライブ中継・録画中継) 対象に追加



○議案資料等のHPでの公開について

- ・執行部提出議案には資料が膨大なものもあり、公開には執行部側との調整が必須となることを踏まえ、この時点では方向性を決めずに、改めて検討することとする。

② 傍聴者用議案関係資料等の提供について

傍聴者に対して、会期日程（案）、議事日程、一般質問通告書、総括質疑通告書及び議場議席配置図については傍聴席入口において配布しているが、議案関係資料の提供は行っていないため、まずは、閲覧用議案関係資料の設置について検討を行なった。

< 検討結果 >

○定例会及び臨時会の会期中において傍聴席南側入口で配付または閲覧用資料を設置する

配布資料：会期日程、議事日程、一般質問及び総括質疑通告書

閲覧資料：配布資料を除く議員配付済資料 3 部

（閲覧場所以外への持ち出しは禁止）

○常任委員会及び特別委員会等の開催日に傍聴席入口に閲覧用 1 部を設置する（閲覧場所以外への持ち出しは禁止）

- ・当該提供資料のうち、非公表とすべき部分がある場合は、議会運営委員会で協議し、決定する。
- ・令和 2 年 12 月定例会より運用を開始し、課題が生じた際は議会運営委員会で協議し、修正する。

⇒ 令和 2 年 12 月定例会より閲覧用議案関係資料を設置



③ 議会懇談会開催方法の見直しについて

④ 関係団体等懇談会の実施について

参加者数の伸び悩みや参加者の固定化といった課題が生じていた議会懇談会について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、令和3年度の開催に向けて、広く市民への説明と多様な意見把握の観点から、実施会場や懇談対象の選定方法、意見交換の手法について再検討を行なった。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市のイベント開催に関する検討状況や、県内他市議会の議会懇談会の開催状況についても調査し、開催判断の参考とした。

< 検討結果 >

- 現在の新型コロナウイルス感染状況を考慮し、令和3年度は開催しないこととする。
- 令和4年度・令和5年度は、今後の状況を見据えて通常の方法で開催することとし、それが難しい状況であれば、オンライン開催なども含めた新たな手法について改めて協議していくこととする。
- 議会だよりで開催中止について掲載する際は、感染拡大状況のみならず、医療機関のひっ迫も考慮し判断した旨も含め、丁寧に説明する。

⑤ 議決項目の見直しについて

「名取市議会の議決事件に関する条例」では、地方自治法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほかとして（1）本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（2）名取市震災復興計画の基本方針（3）国土利用計画法第 8 条第 1 項の規定により定める国土利用計画の 3 項目を規定している。このうち国土利用計画については、令和元年 12 月定例会における条例改正で追加したもので、ここで一つ議決事件は拡大されているところであるが、新たな議決項目の必要性について検討を進めた。

< 検討結果 >

- ・時間をかけて研究すべき事項であり、引き続き検討していくこととする。

<p>(2) 議会及び議会事務局体制の充実強化</p>
<p>① 議会図書室の蔵書充実・整理について</p> <p>議会図書室の現状把握と議会図書室のあり方については、図書室運営委員会に協議を依頼し検討を進めた。</p>
<p>< 検討結果 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在使用している部屋を引き続き議会図書室として利用することとし、常時閲覧できる環境を確保するため、室内の整理に取り組むこととする。 ○開館した新図書館は蔵書やレファレンスなど各種サービスも充実しているため、今後の議員活動に必要な書籍については、名取市図書館を利用していくこととし、図書室の蔵書充実については、実施しないこととする。 ○議会図書室に整備したい定期刊行物等がある場合は、会派からの新年度議会費予算にかかる会派要望などにより、予算の範囲内で購入していくこととする。 ○議員用パソコンについては、引き続き議会図書室に2台設置していくこととする。
<p>② 市民利活用のための環境整備について</p> <p>本件についても、図書室運営委員会において協議を行ない、広く市民が利用することを想定し、蔵書の充実、閲覧環境の整備を図ることについて検討を行なった。</p>
<p>< 検討結果 ></p> <p>○議会図書室については広く市民が利用するために環境整備をするのではなく、希望する市民に会議録等の閲覧に利用してもらうような位置づけに見直しし、議会図書室に来庁される市民に対しては図書室内で閲覧ができる環境を整えておくこととする。</p> <p><u>⇒ 令和2年12月室内を整理し、閲覧スペースをレイアウト変更</u></p>

< 検討前 >



< 検討後 >



4 後期推進計画（案）

実施計画の前期期間における検討・実施を終え、残りの取組項目及び引き続き検討・実施を行う項目について、議会基本条例実施計画の後期欄に明記し、また新たな体制で実施計画に取り組んでいくこととする。

〔資料4 議会基本条例実施計画 後期推進計画（案）〕

後期期間において本市議会が対応または着手すべき課題としては、具体的に「一般会議の実施スキーム等の作成」、「請願及び陳情者への意見陳述機会の周知」、「参考人及び公聴会制度の再確認」、「政務活動費収支報告の公表範囲の検討」、「政務活動費の使途基準見直し」、「議員報酬等適正化・議員の身分及び待遇について研究・検討」及び「議員研修方針・計画の策定」の7項目とした。

また前期期間で検討・実施した「議案資料等のHP公開の検討」、「議会懇談会開催方法の再検討」、「関係団体懇談会開催方法の再検討」、「議決項目の追加検討」及び「政治倫理条例研修の実施」についての5項目は、後期期間でも継続して検討・実施していくこととする。

さらに、現在既に実施済み又は全期間を通して取り組むべき項目として「一問一答方式の確立」、「反問権の付与」、「重要施策に対する説明要求の実施」、「必要に応じた継続調査の実施」、「正副議長立候補者の所信表明の実施」、「会派理念・活動内容等の公開」、「議決機関・監視機関としての責務の再認識」、「議会運営参考図書の充実」、「研修等への積極的な参加」、「議会基本条例実施計画の進捗管理」及び「評価・検証の実施とその公表」については、期間を区切らず引き続き検討・実施していくこととする。

後期の対象期間は、新たな体制となる2022年2月から2024年1月までとし、この約2年間において、新たに選定した7項目及び継続して検討するとした項目について、定例会毎に議会運営委員会を開催して検討・実施し、議会運営委員会の任期満了前に4年間の評価をまとめていくという流れで進めることとする。

5 審議経過・委員名簿
(審議経過)

	開催日	審議内容
1	令和2年9月1日	議会運営委員会 ① ・名取市議会基本条例の評価及び検証結果について ・名取市議会基本条例実施計画の進め方について
2	令和2年9月23日	議会運営委員会 ② ・名取市議会基本条例実施計画の進め方について
3	令和2年11月30日	議会運営委員会 ③ ・傍聴者用議案関係資料の提供について
4	令和2年12月14日	図書室運営委員会 ・議会図書室の蔵書充実・整理について ・市民利活用のための環境整備について
5	令和3年2月17日	議会運営委員会 ④ ・本会議以外のインターネット中継について ・議案資料等のHPでの公開について ・議決項目の見直しについて
6	令和3年3月16日	議会運営委員会 ⑤ ・本会議以外のインターネット中継について ・議案資料等のHPでの公開について ・議決項目の見直しについて
7	令和3年8月31日	議会運営委員会 ⑥ ・議会懇談会開催方法の見直しについて ・関係団体等懇談会の実施について
8	令和3年12月9日	議会運営委員会 ⑦ ・実施計画中間評価について ・後期推進計画(案)について
9	令和4年1月12日	議員全体会議 ・名取市議会基本条例実施計画について 中間報告書提出・公表 ・議会運営委員会委員長から議長へ報告しHPで公表

(委員名簿)

委員会	役職	氏名
議会運営委員会	委員長	佐々木 哲 男
	副委員長	大 友 康 信
	委員	熊 谷 克 彦
	委員	千 葉 栄 幸
	委員	菅 原 和 子
	委員	小野寺 美 穂
図書室運営委員会	委員長 (議長)	長 南 良 彦
	委員 (副議長)	佐 藤 正 博
	委員 (総務消防常任委員会委員長)	菊 地 忍
	委員 (建設経済常任委員会委員長)	小野寺 美 穂
	委員 (民生教育常任委員会委員長)	大久保 主 計